



宮古島の海を安全に楽しめるように 水上オートバイ等の条例ができました



条例等はこちらから

宮古島市では、令和5年4月1日から、条例で指定された区域内へ水上オートバイ等で許可なく進入することは禁止されています。違反者には、罰則が適用されます。

※ 水上オートバイ等とは …… 水上オートバイ・モーターボート・ヨット・セールボード・サーフボード・カイトボードなど

1 市内2か所の海岸に先行して ブイを設置 (与那覇前浜ビーチ・渡口の浜)

- A** 水上オートバイ等事故防止重点区域
- B** 水上オートバイ等発着区域 の設置

宮古島市は、4月1日から11月30日までの間、先行して市内2か所の海岸に「水上オートバイ等事故防止重点区域」と「水上オートバイ等発着区域」を指定し、この区域内に許可なく水上オートバイ等を乗り入れることを禁止しています。

2 ~ 危険行為の禁止および罰則規定 ~ 条例に懲役刑の罰則を盛り込みました

- A** 水上オートバイ等事故防止重点区域
 - B** 水上オートバイ等発着区域 での危険行為
- +
- A** 水上オートバイ等事故防止重点区域
 - B** 水上オートバイ等発着区域 への乗り入れ

- 指定された区域内で水上オートバイ等を使用して、遊泳者の近くで危険な航行をした場合には、
➡ 6か月以下の懲役 または 50万円以下の罰金
- 指定された区域内に水上オートバイ等を許可なく乗り入れた場合には、
➡ 20万円以下の罰金

3 ~ 海の見守る ~ 海岸に監視カメラを設置

海の見守るために、市内の各海岸に監視カメラの設置を予定しています。



ルールを守って、マリンレジャーを楽しみましょう!



みやこサンセットビーチ利用案内



宮古島市では、令和5年4月1日から、条例で指定された区域内へ水上オートバイ等で許可なく進入することは禁止されています。違反者には、罰則が適用されます。[条例等はこちら→](#)



1

“事故防止重点区域” ブイの設置

期間を定めて『水上オートバイ等事故防止重点区域』と『水上オートバイ等発着区域』を設置します。
宮古島市の条例で指定された区域内に許可なく水上オートバイ等を乗り入れることを禁止しています。
※ 水上オートバイ等とは …… 水上オートバイ・モーターボート・ヨット・セールボード・サーフボード・カイトボードなど

2

危険行為の禁止および罰則規定

違反者には、罰則が適用されます。

水上オートバイ等事故防止重点区域
水上オートバイ等発着区域

指定された区域内で水上オートバイ等を使用して、遊泳者の近くで危険な航行をした場合には、

での
危険行為

→ 6か月以下の懲役または
50万円以下の罰金

水上オートバイ等事故防止重点区域
水上オートバイ等発着区域

指定された区域内に水上オートバイ等を許可なく乗り入れた場合には、

への
乗り入れ

→ 20万円以下の罰金

3

海岸に監視カメラを設置

海の安全を見守るために、みやこサンセットビーチに監視カメラの設置を予定しております。



海水浴場が左 **海浜 I** から右 **海浜 II** に変更になります

みやこサンセットビーチ

● 事故防止重点区域標識

水上オートバイ等をブイの内側へ乗り入れたり、ブイの中での危険な航行は、宮古島市の条例違反となります！



水上オートバイ等
発着区域

遊泳禁止区域

海浜 II 水上オートバイ等
事故防止重点区域

遊泳区域
※泳ぐときは、
ハブクラゲネットの
内側で

ハブクラゲネット

トイレ (男・女)



水上オートバイ等
事故防止重点区域

海浜 I

サップ、カヌー等

トイレ・シャワー (女)

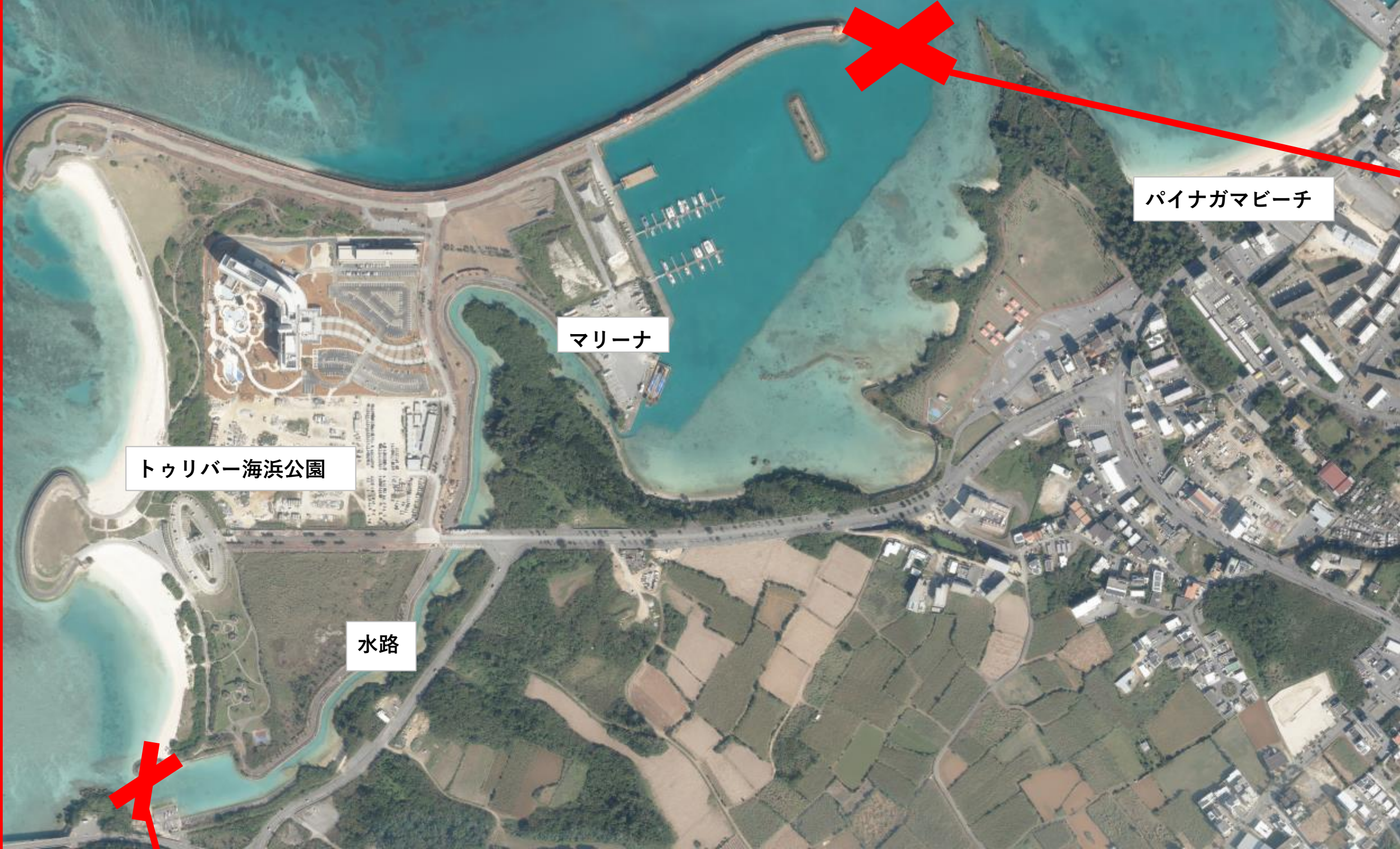


駐車場

トイレ・シャワー (男)



ヒルトン沖縄
宮古島リゾート



**水上バイク
進入禁止区域**

**水上バイク
進入禁止区域**

トゥリバーマリーナおよび水路は水上バイクの進入禁止です。
水上バイクのマリーナおよび水路への進入を危険運転とみなし、
通報する場合があります。